

岐阜県教職員組合 障がい児教育部

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和5年7月28日 15時30分～  
会 場 1703会議室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部 (令和5年7月28日)

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<b>1. 支援学校で勤務する教職員の勤務や労働環境について</b>	
<p>①特別支援学校の教員の持ち時間について、以下のことを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校で持ち時間数が一番多い方の持ち時間数</li> <li>・各学校の持ち時間数の平均（ただし、主事等の役職や、短時間勤務その他の理由で持ち時間数が軽減されている教員を除く）</li> </ul> <p>②特別支援学校の教員の休憩時間の確保や長時間勤務解消のため、持ち時間数を削減してください。また、持ち時間数の上限を20時間としてください。</p>	<p>教職員の勤務環境の改善につきましては、教職員の心身の健康管理に係る問題であることから、喫緊に取り組むべき重要な課題と認識しており、その課題の一つに授業の持ち時間数の在り方があると考えています。</p> <p>各学校毎で、障がい種別や重度の児童生徒の数に違いがあることから、統一した持ち時間数の上限を示すことは難しい状況ですが、全ての教員の授業持ち時間を「週25時間以内」とし、「毎日1時間以上の空き時間」が確保できるよう、校長会議等を通じて指示しているところであり、令和5年度においても同じ方針です。</p> <p>管理職や主任、育児短時間勤務取得者など、授業時間数を軽減している教員を除く授業持ち時間数の平均と最大持ち時間数は、</p> <p>令和3年度 平均21.3時間 令和4年度 平均21.4時間 令和5年度 平均21.5時間 最大25時間</p> <p>今後も、学校訪問等を通じて勤務実態の把握に努め、「教職員の働き方改革プラン2023」に基づき、全ての教職員が健康で児童生徒と向き合い、職務が遂行できるよう対策の一層の充実を図ってまいります。</p>
<p>③各特別支援学校において、教職員の休養室の有無を調査してください。</p> <p>また、休養室を設置していない学校には設置するように指示してください。</p>	<p>各特別支援学校における休養室の設置状況について調査したところ、22校（飛騨特支・日赤分校、郡上特支・大和校舎及び那比校舎を1校として数える）のうち17校が設置済み、5校が未設置でした。</p> <p>未設置の学校については、適宜相談に応じながら、今後も設置を呼びかけてまいります。</p>
<p>④時短勤務の教員が正担任を持つ場合、クラス運営で不都合があります。時短勤務の教員は正担任を持たないようにしてください。</p>	<p>部分休業取得者や育児短時間取得者が年々増加しており、さらに育児休業取得者も増加傾向にあります。学校内の分掌業務やその他業務の平準化を図りながら、時短勤務をしながらでも働きやすい環境整備を図ってまいります。</p>
<p>⑤シニア担任手当が開始されましたが、特別支援学校で運用上担任となる教員にはシニア担任手当が支給されず、校内で不公平感が高まっています。再任用で担任となる場合は、原簿担任とするように指示してください。</p>	<p>令和5年度から新設しました「シニア担任手当」の支給にあたっては、次の内容を基準として支給対象としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①1学級1担任制の学級において、再任用教諭が主たる担任（「主たる担任」とは、公簿に記載する教員。以下同じ。）になった場合には、増額支給される。</li> <li>②複数担任制や学年担任制の学級において、再任用教諭が主たる担任になった場合には、学級数分の人数を上限として増額支給される。</li> </ul>

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和5年7月28日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<b>2. 寄宿舎について</b>	
<p>①寄宿舎は、児童生徒にとって、教育と福祉の役割を担う重要な場所です。現在県内には、4校しか設置されていない状況とはなりましたが、それぞれの学校の特色を生かした指導ができるよう、これ以上の閉舎をすすめないでください。</p>	<p>子どもかがやきプラン、新子どもかがやきプランにより、県内各地域に県立特別支援学校を整備し、21校体制としました。さらに、スクールバスを63台整備し、現在多くの児童生徒が各地域の特別支援学校に通学できるようになっています。寄宿舎については、アクションプラン2020で示したとおり、遠距離や障がいの状況等により通学困難な児童生徒の教育保障のために運営することとしております。今後も、各校において寄宿舎の利用を必要とする児童生徒数の推移をふまえ、寄宿舎の運用について慎重に検討してまいります。</p>
<p>②寄宿舎指導員の4割強が臨時的採用の職員です。寄宿舎指導員の採用試験を実施し、正規の職員を増やしてください。</p>	<p>寄宿舎の在り方について、特別支援教育全体の施策の中で検討しているところであり、その結果等を踏まえながら、寄宿舎指導員の採用について、引き続き検討してまいります。</p>
<p>③寄宿舎生の指導には、同性の支援が必要です。男性指導員を各寄宿舎の実情に合わせて、バランスよく配置してください。 また、各学校最低4人は男性指導員を配置してください。</p>	<p>寄宿舎の児童生徒に対する介助・支援が適切に行われるよう各校の状況を踏まえ、寄宿舎指導員の配置を行ってまいります。</p>
<p>④寄宿舎指導員が、経験年数や研修などにより職務の級が2級と認定される基準または制度を作成してください。</p>	<p>寄宿舎指導員の昇格については見直しを行い、平成26年度より段階的に運用を変更してきたところですので、ご理解をお願いします。</p>

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和5年7月28日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<b>3. 通級指導学級を担当する職員の勤務について</b>	
①通級指導教室の基礎定数 13 人を実現する方策や計画を教えてください。現在、大幅に超える人数を抱えて苦慮している教員が多数います。	<p>本年度、通級指導加配教員数は328人で、昨年度より増加しています。</p> <p>通級指導教室開設においては、国の基礎定数と加配定数によって決定していますが、通級指導教室に通う児童生徒数は年々増加しており、県教育委員会としましては、必要とするすべての市町村に通級指導教室を設置することを課題として取り組んでおります。</p> <p>そのため、教員採用試験において特別支援学校の免許状所有者に加点をしたり、県教育委員会主催の特別支援学校の免許に関わる認定講習を開催したりするなど専門性を有する教員の増加を図っています。加えて、長年特別支援教育に携わった教員の指導力を活用できるよう、退職者や再任用対象者に働きかけを行うなど人員の確保に努めているところです。</p> <p>また、「自校通級」「他校通級」「巡回通級」を、地域の実態を踏まえてより効果的な指導形態を選択・実施できるようにしております。</p>
②通級指導教室を担当する教員は、一人一人に丁寧な対応が求められることから、持ち時間数の上限を20時間としてください。	<p>今後も特別支援教育の専門性を有する教員の人員確保・育成に努め、個別の支援を必要としている児童生徒に対し、適切に通級指導教室を開設できるように努めてまいります。</p>
③通級指導教室を担当する多くの教員が、校内のコーディネーターや教育相談の仕事との兼務、支援学級の補充の兼務し、さらに巡回を含めて複数校を担当して多忙をきわめています。負担の軽減をはかってください。	
④巡回指導は、担当教員に多くの負担を強いています。また、多すぎる数の学校を巡回する教員は、1校あたりの在校時間が短く、指導が十分できないことに悩んでいます。巡回指導する学校数を制限してください。	
⑤通級指導教室が毎年増加しています。指導者の養成をどのようにおこなうか、方針を教えてください。	<p>特別支援教育課では、「発達障がい支援担当教員養成事業」として、3つの研修を実施しています。</p> <p>①ベーシック研修…発達障がいのある幼児児童生徒の支援を担当する者、発達障がい支援について学びたい者</p> <p>②スタート研修…発達障がいを対象とする通級指導教室の担当1年目の者（悉皆）</p> <p>③ステップアップ研修…発達障がいを対象とする通級指導教室の担当2年目以上の希望者</p> <p>各地区で指導的役割を果たすコア・ティチャーを任命し、指導教諭等と連携しながら、段階に応じてOJTで担当教員の養成に取り組んでいます。</p>

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和5年7月28日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<b>4. 特別支援学級について</b>	
<p>①支援学級の教員は、1学級5～8人の生徒を抱え、ひとりひとりに行き届いた教育を実施できないことに日々悩んでいます。支援学級の定数減を国に要望して下さい。</p>	<p>標準法に定める特別支援学級の学級編制基準は、障がいの種別ごとに1学級あたり8名を上限としております。現在の財政状況を踏まえると、県単独で、特別支援学級1学級あたりの上限児童生徒数を引き下げ、教職員を措置することは難しい状況にあります。</p> <p>引き続き、国の動向を注視しつつ、特別支援学級の編制基準の引下げなどについて要望・提案していきたいと考えております。</p>
<p>②当面の間、岐阜県独自で支援学級の定数減を実施して下さい。また、7人以上（または、児童が3学年を超える）学級には加配教員を配置して下さい。</p>	